

土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務

仕 様 書

令和6年7月

土庄町 住民環境課

I. 業務概要

1. 業務名称

土庄町再生可能エネルギー導入目標等計画策定支援業務

2. 業務目的

本町は2050年のカーボンニュートラルを目指し、省エネルギー（以下「省エネ」という。）、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいるところである。

本業務は、長期目標の2050年を見据え、地域における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）ポテンシャル及び将来のエネルギー消費量等を踏まえた再エネ導入目標、目標を実現するための具体的施策等を検討するとともに、「土庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年1月24日（金）まで

4. 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施に際し、必要な計画、準備等を行い、業務計画書を作成する。

(2) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量の削減及び再エネの導入のために必要な情報の分析並びにこれを踏まえた将来の温室効果ガス排出量を推計

再エネ導入の目標設定に必要となる基礎情報を整理し、将来の温室効果ガス排出量として中期目標の2030年度及び長期目標の2050年における温室効果ガスの将来排出量を推計する。

1) 基礎情報の収集又は現状分析

①自然的課題の整理

区域の地形・気象・土地利用、森林等の現状調査を実施し、自然的課題を整理する。

②社会的課題の整理

産業構造、交通体系、インフラ、人口動態等の現状調査を実施し、社会的課題を整理する。

③経済的課題の整理

経済動向等の現状調査を実施し、経済的課題を整理する。

④部門・分野別の温室効果ガス排出量の現況推計

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編」（以下「マニュアル」という。）を活用し、温室効果ガス排出量の最新データを整理・把握し、現

況推計を行う。また、エネルギー需要に関しても現況推計を行った上で、近年の本町におけるCO2排出量の変化について要因分析を実施する。

⑤再エネ・省エネ技術の動向調査

本町で導入可能な再エネ技術、省エネ技術について、既存技術と2050年までの将来に実装が期待される技術に分類し、動向調査を行う。

2) 再エネに関する調査

①再エネ導入実績調査

町内の再エネ導入実績について、情報を収集し、整理する。

②再エネポテンシャル調査

町内における再エネの導入ポテンシャルを調査する。なお、調査に当たっては、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」等の公表されている最新データを活用する。また、必要に応じて関係機関等に聴き取りを行う。

3) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

マニュアルを活用し、本町の将来の温室効果ガス排出量として、中期目標の2030年度及び長期目標の2050年における温室効果ガスの将来排出量を推計する。なお、推計に当たっては、本町の実情を踏まえた人口予測、経済予測等を反映した部門ごとの推計を行うものとし、追加的措置を行わない現状趨勢ケースである「BAU シナリオ」を含めた複数パターンを作成する。また、エネルギー需要に関しても将来推計を行う。

(3) 2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成

1) 将来ビジョン

長期目標の2050年に脱炭素が実現した社会の姿である将来ビジョンを作成する。なお、将来ビジョンは、本町の特性を把握・分析し、国及び香川県が目指す方向性も踏まえて作成するとともに、多く町民が具体的な将来像についてイメージしやすいものとする。

2) 再エネ導入・省エネ推進の可能性検討

(2) で実施した再エネ・省エネ技術の動向調査及び町内の再エネの導入ポテンシャル調査結果に基づき、カーボンニュートラル実現のために必要となる再エネ導入、省エネ推進等に関する具体的施策を複数検討し、それぞれの課題及び期待される効果を整理する。

3) 再エネ導入及び省エネ推進の目標の作成

上記の調査・検討結果に基づき、本町における再エネ導入及び省エネ推進について、2030年度までの中期目標と2050年までの長期目標を設定する。

(4) 目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要施策に関する構想の策定

(3) で検討した施策から、重要な施策を抽出し、カーボンニュートラルを実現するための構想を策定する。なお、構想策定に当たっては、実現可能な再エネ事業を創出するため「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた脱炭素型事業モデルを視野に入れ検討を行い、具体的な導入時期、導入方法等を整理する。また、他地方公共団体等の先進事例を調査するとともに国及び香川県の補助事業に関する情報を収集整理する。

(5) 地域脱炭素の実現に向けた進捗管理のための指標及び体制構築の検討

1) 地域脱炭素社会の実現に向けた重点施策の進捗管理のための指標の検討

(4) で策定した重点施策の進捗管理のための最適な指標について、国や県の統計データ等を活用し、検討する。

2) 体制構築の検討

地域脱炭素を推進し、実現していくための体制を検討する。なお、検討に当たっては、本町の環境部門だけでなく、産業部門、総務部門等のほか、民間事業者、金融機関、地域住民等との連携、それぞれの取組についても整理する。

(6) 計画策定委員会の開催支援

(2) から (5) の調査・検討に当たっては、学識経験者、関係団体の職員等で構成する計画策定委員会を設置して協議することを予定しており、その開催支援を行う。なお、計画策定委員会の開催回数は3回の予定である。

(7) 報告書の作成

上記の内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。

- ①業務報告書：3部
- ②関連する資料：1式
- ③上記電子データ：1式

(8) 地方公共団体実行計画の策定

土庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）を策定する。

(9) 打合せ

打合せは業務着手時、中間打合せ及び成果品納入時の計5回とする。ただし、必要に応じて、適宜実施するものとする。

II. 業務仕様

1. 適用範囲

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ、決定する。

2. 業務の実施体制

本業務の趣旨、内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識、能力、経験等を有する要員を

配置すること。また、発注者と随時打合せを行い、無理のないスケジュールで進めることができるよう工程管理を行うこと。

3. 業務の実施条件

- ・発注者と十分協議し、基本的な方針について発注者の指示及び承諾を受けること。
- ・関係法令、適用基準等を遵守すること。
- ・疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

4. 工程表等の提出

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。

①工程表

②担当技術者一覧表

5. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、委託業務期間終了までに発注者へ提出すること。

- ・業務報告書：印刷物（A4版）3部
- ・土庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）3部
- ・土庄町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）概要版3部
- ・業務で用いた統計資料及び参考資料（該当部分の抜粋で可）
- ・上記を格納した電子データ1式 ※電子データのファイル形式は発注者と協議すること

6. 留意事項

- ・本業務は、環境省が実施する「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定しているため、当該補助金の交付規程等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。また、補助金適正化法についても十分に理解したうえで業務を行うこと。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、完了検査をもって全て本町に移転する。
- ・受注者は、本町が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密、個人情報等の取扱について厳守すること。
- ・受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることはできない。
- ・本業務の成果品に対する受注者の瑕疵担保責任期間は、契約満了後1年間とする。
- ・本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、本町と受注者の協議により事業を実施するものとする。

以上